

令和2年2月27日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業に係る取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が発出されたことから、旭川市の取扱いをお知らせします。

○対象サービス：生活介護，短期入所，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，日中一時支援

1 事業所を休業する場合

(1) 都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合

居宅で生活している利用者に対して，利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で，原則利用予定日に居宅等を訪問し，個別支援計画の内容を踏まえ，健康管理や相談支援等，できる限りのサービスを提供した場合，通常提供しているサービス費と同様に定員の範囲内で算定可とします。

この際は，訪問開始時間・体温・体調・提供した支援内容・訪問終了時間などを記録してください。

※ 欠席時対応加算・訪問支援特別加算の算定は不可とします。

※ 日中一時支援については，居宅を訪問し提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分を算定してください。ただし，同一日に同一利用者に対して同一法人内の複数のサービス（上記対象サービスに限る）を提供した場合であっても算定できるのは，1事業分となります。

（例）児童発達支援＋日中一時支援＝いずれか1事業分のみ算定可

（重複請求はできません）

※ 訪問せずに電話対応のみの場合及び訪問したが利用者と面談ができなかった場合，算定は不可とします。

※ 訪問前には利用者に連絡し，訪問可能か確認してください。利用者が発熱しているなど体調不良の場合は訪問を避けるようにしてください。また，体調不良の従業員による訪問も避けるなど，日頃から従業員の体調管理にも努めてください。

(2) サービス事業所の設置地域で感染が確認されており，従業員や利用者に感染するおそれがある場合等，サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合

(1)と同様の取扱。ただし，自主的に休業を行う場合は，必ず事前に「事業所名」「休業期間」を連絡すること。

2 事業所を開所する場合

- (1) 欠席者（コロナウイルス感染症患者や感染防止のため自主欠席する者など）については、通常の欠席と同様の扱いで、基本報酬算定不可。ただし、報酬告示の要件を満たす場合は、欠席時対応加算・訪問支援特別加算を算定可。
- (2) 欠席者に対して1の(1)の対応をした場合、現状では算定不可とします。

3 その他

新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いをしますが、欠勤等の理由について記録してください。

注 本取扱いは現時点における内容です。今後、厚生労働省などから指示があった場合は、変更する可能性があります。

(連絡先)

障害福祉課障害サービス係
電話 (0166)25-9854